

◆ 2013年7月11日 ◆

## すでに確定したかのような通知に抗議！

### ～第2回賃金引き下げ教育(次)長交渉～

高教組は11日、賃下げ提案の撤回を求める2回目の交渉を持ちました。全県から13名が参加し、これまでに集約した署名1024名分を提出しました。

冒頭、木藤委員長から、校長が県教委からの依頼として、賃下げ提案を打ち合わせ等で読み上げたことに関し、交渉中であり、何も確定していない段階でのこのような行為は労使の慣行、交渉ルールを踏みにじる行為であり今後の交渉等にも信頼関係が損なわれ、重大な影響をもたらすとして強く抗議し、交渉に入りました。



### 《防災対策は県民みんなで負担すべきもの》

前回交渉で、とうてい受け入れられない提案として、再提案を求めたのに対し、教育次長は「今後アクションプログラムを実施するのに10年間で4,200億円必要。津波対策2,500億円程度、広域災害対策500億円程度、その他1,200億円程度」などと読み上げるのみで、再提案にもならず、参加者からは、「防災対策は県民全体で負担しあうもの、公務員だけなぜ負担するのか」「25年度当初予算では、義務的経費のうち人件費が、退職手当引下げ等で57億円の減。その他人件費でも43億円縮減となっている。100億円も削減しながら、さらに70億円もカットするのか」「基金についても歳出カットにより2010年から13年まで累計649億円となっており、そのうち基金活用可能額は146億円を確保とある。税収も伸び、県債の17.6%減らすことができることもある。通常であれば公務員賃金のカットなど出てくる話ではない。撤回を含め再提案せよ！」と迫りました。

### 《安易な賃下げにつながる危険性》

「8・6・4%の賃下げは今年度限りの臨時特例措置」と回答していますが、これが前例となればいつでも「県民の生命財産を守るため」「財政が厳しい」「臨時特例措置、苦渋の決断」などを持ち出し、賃下げが可能になります。あらたな「打ち出の小槌」を与えることにつながります。さらに、交渉団は「人勸を無視していいのか。給料削減ありきではなく、税収や他の事業も検討の俎上に載せるべきではないか」「給料を差し出さなければ、防災対策に協力しないかのように言うのは暴言だ」「生活が成り立たなくなる」などと県教委を厳しく追及しました。

教育次長はこれらの声になにも答えられず、「県民の生命、財産をまもるため必要な措置、お願いしたい」と繰り返すのみでした。道理も大義も理由もない賃下げをこのまま許すわけにはいきません。引き続き撤回を求め交渉を続けます。県教委は7月18日(木)に3回目(時間未定)を実施したいと回答しました。安易に賃下げが行われる前例を作るわけにはいきません。次回交渉に向け、さらに署名を積み上げ、賃下げ提案の撤回を迫りましょう。